

前回の意見を踏まえた対応(案)

	ご意見 ※朱書きは関連する資料の番号	「在り方」への反映の方向性	具体の対応の方向性
全般	●東日本大震災の <u>教訓を総括した上で</u> 、今後の首都直下地震等を想定した <u>計画を立てるべき。</u> 資料2(4)	「東日本大震災における官庁施設の被災」について記載する方向で検討	
	●首都直下地震については、 <u>震度7クラスを視野に入れるべき。</u> 参考資料1	「首都直下地震については、中央政府機関の業務継続の重要性を踏まえて検討」などについて記載する方向で検討	●中央合同庁舎等の安全性を検証し、必要な措置を検討する。
立地（事業化に向けた前提条件の整理を含む）	● <u>防災拠点となる施設に「減災」はなじまないのではないか。</u> 資料3(3)	「災害応急対策等の業務継続を可能にするために、施設（ハード）側でどこまで災害を防除するか、事業化に向けた前提条件整理の考え方」を記載する方向で検討	●関連する基準等（※）について点検し、所要の改定を行う。
	●一方、高い性能を全ての施設に求めると、現実に対応できなくなるので、 <u>「クラス分け」が必要ではないか。</u>		
	●施設の防災性能を強化するための措置には、コスト増や平常時の負荷（構造的な負担など）が伴うことを念頭に置くべき。 <u>「現実的にここまでしかできない。」と明確化すべき。</u> 資料3(1)、(2)	立地検討（前提条件整理）の要素として次の事項などを記載する方向で検討 「各官署の業務特性の考慮」 「地方公共団体との連携」 「代替施設の要否、有無等」 「火災等の2次災害の考慮」	
	●立地の在り方については、 <u>（沿岸部の）合同庁舎に対して、どの官署を入居させるかという議論</u> があり得る。 資料2(1)、(2)		
	●施設整備を考える際に、「集約化」も考えられる。例えば、 <u>地方公共団体との合築なども幅広く検討</u> されるべき。		
●地域ごとに進むであろう「施設の再配置（リロケーション）」の検討の視点の一つに「防災」が入るかもしれない。 資料2(5)		●施設整備計画の立案・検討において、「防災」「減災」の観点を強化する。	
●（万一の場合の） <u>代替機能（施設）に関する議論</u> が必要。			
●津波来襲時に流れてくる可燃物を念頭に、 <u>火災の発生防止を視野に立地</u> を考えるべき。			
整備	●建物単体を考える場合、 ①災害発生時に現地での業務継続の必要性 資料2(2) ②防災拠点施設等が「自立」すべき期間 ③地域ニーズへの対応 資料2(5) などの <u>諸条件と、地域インフラの整備状況等の与条件との兼ね合いによって施設の仕様が変わる。</u> 資料3(1)、資料2(6)	整備にあたっての配慮事項として、次の事項などを含めて記載する方向で検討 「業務継続が必要な機関への配慮」 「自立期間の適切な設定」 「地域ニーズの受け入れ」	●企画書（設計条件を整理した資料）の記載を充実させる。
	●津波対策を考える際、 <u>建物にかかる外力について時系列の整理</u> が必要。	「東日本大震災を踏まえた官庁施設の機能確保に関する検討会」の意見を踏まえて検討	●各施設に所要の機能を確保する。
	●災害発生後、 <u>施設の安全性を速やかに把握する方策</u> が必要。 資料2(4)		「特に高層建物について、施設の安全性を速やかに把握する方策が必要であること」について記載する方向で検討
使用・保全	● <u>保全基準の別表第二については、災害応急対策に必要な部位等をよく確認して内容を検証</u> する必要がある。 資料3(5)	「災害時の機能確保のために、平常時の適切な保全が重要であること」について記載する方向で検討	●保全実地指導に役立てる。
その他	● <u>既存施設について点検し、重要室の上層階への移設などを、可能な範囲で順次計画的に措置</u> していくことではないか。 資料2(3)	「既存施設の扱い」について記載する方向で検討	●既存施設の状況を継続的に把握する。 ●既存施設の機能や利用条件を施設管理者・利用者に確実に伝達する。

※次の基準等の点検・改定を想定している。

(告示基準)

- 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準
- 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準

(技術基準)

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震計画基準
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準

(その他)

- 業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針
- 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き